

人・農地プラン案

市町村名	対象地区名（地区内大字名）	作成年月日	直近の更新年月日
橋本市	恋野地区 （恋野、赤塚、上田、中道、須河、只野、彦谷、谷奥深、北宿、南宿）	—	—

1. 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	1 9 8 ha
② 地区内の遊休農地面積	2 6 ha
③ アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	9 5 ha
④ アンケート調査等に回答した地区内における 70 歳以上の農業者の耕作面積の合計	6 1 ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3 2 ha
⑤ 地区内において意欲的な農業者が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.8 ha
（備考）	

2. 対象地区の課題

○若者の農業者が減少し、高齢化が進んでおり、後継者の目途が付いていない農地が点在する。
○後継者が決まっていない農地が多く、地区内の意欲的な農業者だけでは引き受けきれない。
○果樹畑は傾斜地での作業となるため、農作業に時間と労力を要するが、農業収入が少ない。
○イノシシやシカなどの鳥獣被害が多く、現在の鳥獣害対策補助事業で対応できない。

3. 対象地区内における農業者や意欲的な農業者への農地集約に関する方針

○各農地の水系を考慮した上で、地元の農業者が優先的に農地集約を担っていく。
○農地中間管理事業を活用して、新たに入作を希望する農業者や認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

人・農地プラン案

4. 3の方針を実現するために必要な取り組み（任意記載事項）

（水系を活用した集約）

- 水利組合など地元の農業者が共同化を図るなどして、水系の中から引き受け手を探していく。
そのためには、水系ごとの農地賃貸借希望の把握に努める。
- 水系内に利用希望者が現れない場合は、農地中間管理機構を通じて入作を希望する農業者や認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。
- まとまった農地の借受希望があれば、用水の確保等に地域として協力していく。

（鳥獣被害防止対策の取組方針）

- 地域による鳥獣害対策（電気柵の設置や追い払い等）に取り組む。
現行制度以外に利用可能な制度があれば、それを活用し山からイノシシが出てこないようにフェンスを張る。

（新規・特産化作物の導入方針）

- 恋野米は紀北川上農業協同組合を通じてブランド米の生産をさらに拡大する。
- 野菜は販路を開拓し、安定した収入を目指す。

（水田以外の農地利用）

- 果樹は現在の樹木を改植等することで販売単価の向上を目指す。

（農地中間管理事業※ の活用方針）

- 農地中間管理事業に関して、広報活動を行うことで制度の理解と利用の促進を図る。

※農地中間管理事業とは

「高齢者」や「後継者がいない」などの理由で耕作が困難な農地を農地中間管理機構が借り受け、担い手農家に貸し付ける国の制度です。和歌山県では和歌山県農業公社が運営しています。

〈農地中間管理事業のメリット〉

- トラブルがあっても、貸し手と借り手の間に農地中間管理機構が入るので安心です。
- 契約期間終了後、農地はお手元に戻ります。
- 賃貸借の場合、賃料は農地中間管理機構が回収するので貸し手は手間が省けます。

人・農地プラン案

5. 各集落からの意見（任意記載事項）

この欄は、回覧後に皆さんからいただいたご意見を記載する予定です。

6. 対象地区内において意欲的に農業に取り組んでいく意向のある農業者

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引き受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
アンケート調査	2名					
新規就農者	3名					
その他	1名					

「農地の拡大を考えている農業者」や「販路を開拓していきたい農業者」など、『意欲的に農業に取り組んでいく意向のある農業者』として、この欄への登録を希望される農業者は、橋本市役所 農林振興課または、担当地区の農業委員・農地利用最適化推進委員までご連絡ください。

なお、今回回覧した対象地区以外の地区で、農地の拡大等を検討されている農業者も募集しています。

今後、国や市の農業施策を活用するには、意欲的に農業に取り組んでいく意向のある農業者であると共に、認定農業者や認定新規就農者など地域の「中心経営体」として人・農地プランに位置づけられることが必要となる場合があります。

詳細は橋本市役所農林振興課（0736-33-6113）にお問い合わせください。